

審査方法及び採点について（案）

「堺市立梅文化会館」「堺市立西文化会館」「堺市立東文化会館」「堺市立美原文化会館」の指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の事業計画書（企画提案書）について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかどうかを決定する。

1 審査方法について

	書類審査 (第1次審査)	面接審査 (第2次審査)	総合計点
堺市立梅文化会館	200点満点	200点満点	400点満点
堺市立西文化会館	200点満点	200点満点	400点満点
堺市立東文化会館	200点満点	200点満点	400点満点
堺市立美原文化会館	200点満点	200点満点	400点満点

- (1) 応募書類による書類審査及び面接審査の双方において別々に採点し、総合計点により最上位のものを選定する。
- (2) 各採点委員の持ち点数は、採点者ごとに、書類審査200点、面接審査200点とする。それぞれの審査の合計点数は、『200点×出席採点委員数＝満点』とする。
ただし、書類審査と面接審査の出席委員数が異なる場合は、書類審査の合計得点と面接審査の合計得点を単純に合計すると、出席委員数により書類審査の合計得点と面接審査の合計得点の比重が変わるので、比重の調整を行う。（例：書類審査4名、面接審査3名出席の場合、面接審査の合計得点に4/3を乗じる。）小数点以下の数値が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (3) 選定委員会全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者として適格者なしとする。
- (4) 最上位の者が同点で複数ある場合は、委員ごとに書類審査と面接審査の合計点が、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その順位点合計が最上位の団体を候補者と決定する。
それでもなお、最上位の順位点合計が複数となった場合は、審査表中の指定の要件等「(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。」の各採点委員の点数を合計し、最上位の団体を候補者と決定する。それでもなお、同点の場合は、「(5) 施設の効用を最大限発揮させることができる。」、「(6) 管理経費の縮減が図られること。」の順に比較し、最上位の団体を候補者と決定する。

2 採点を行う上での趣旨について

- (1) 採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、採点を行う。
- (2) 当該施設や採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点する。
- (3) 以上の趣旨で採点者は、審査表の全ての項目について採点を行う。

3 採点を行う上での目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

配点基準	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	25点満点	30点満点
特に優れている (高度な能力を有している)	5点	10点	15点	20点	25点	30点
優れている (十分な能力を有している)	4点	8点	12点	16点	20点	24点
普通 (一応の能力を有している)	3点	6点	9点	12点	15点	18点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2点	4点	6点	8点	10点	12点
不十分 (能力が乏しい)	1点	2点	3点	4点	5点	6点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点	0点	0点

応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ基礎点を付与する。

該当要件	基礎点 (200点満点)
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均)を比較し、削減額に応じて付与	1%以上2%未満:2点
	2%以上5%未満:4点
	5%以上8%未満:6点
	8%以上10%未満:8点
	10%以上:10点
次のいずれかに該当する場合 (※グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。) ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 *障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	4点
65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 (※グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。)	4点
市内に本社・本店を有している場合 (※グループ応募の場合は1者以上が満たしていること。)	2点

4 審査から採点までの流れ

(1) 書類審査

① 意見交換

委員同士で意見交換を実施する。

② 採点

応募団体が4団体以上の場合は、上位3団体を決定する。

(2) 面接審査

① プレゼンテーション（15分）

団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、申請書類に基づき特にアピールしたいポイントを中心に説明を行う。

時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

なお、説明にあたっては、追加資料や機材などの持ち込みは禁止とする。

② 質疑応答（20分程度）

各応募書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

③ 意見交換（10分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

④ 採点

5 応募団体の面接出席者について

(1) 応募団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。

(2) 応募団体の面接出席者は5名以内とする。

(3) 応募団体から事前に出席者についての報告を求める。

（報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先）

(4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。